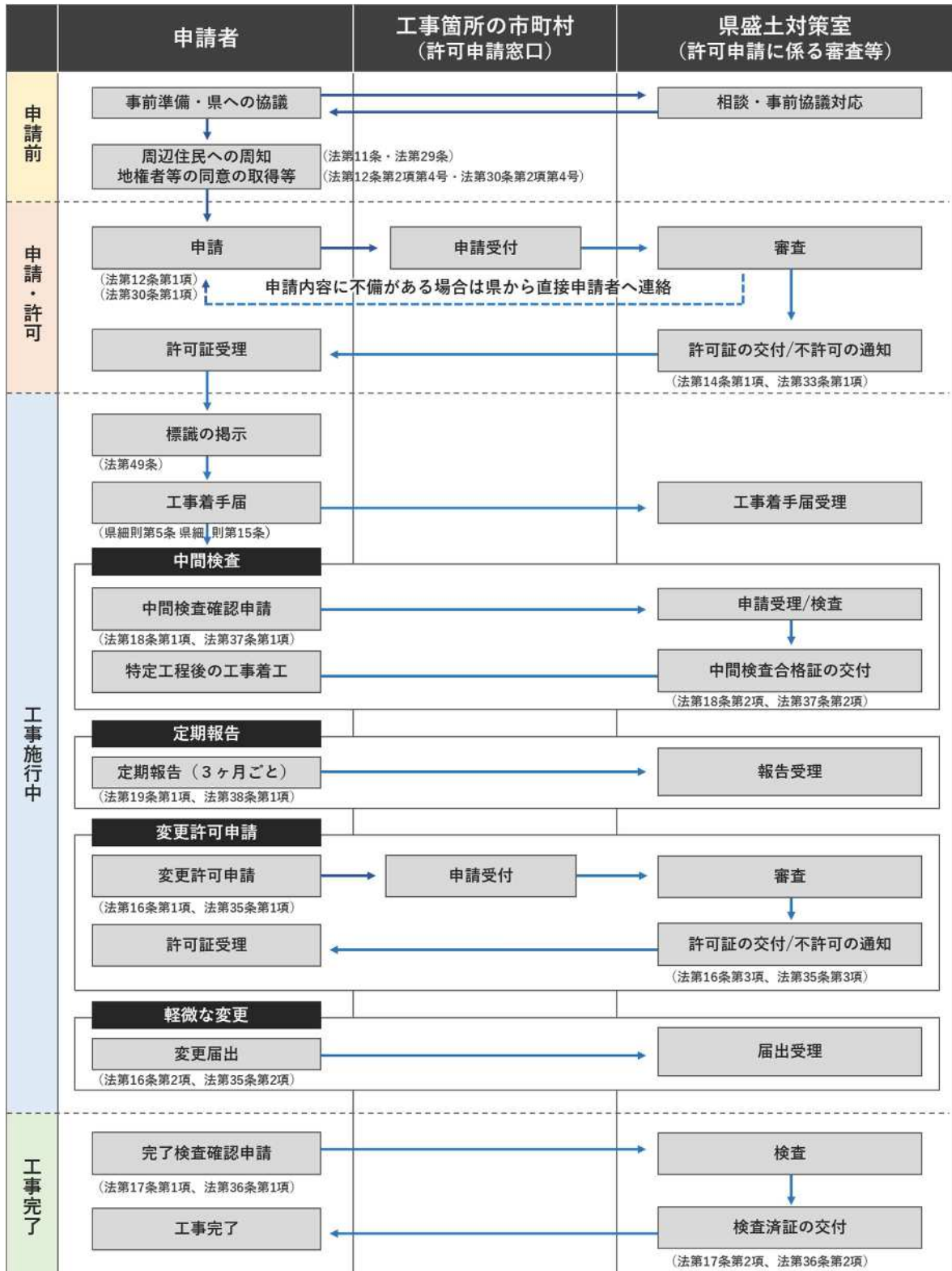


第5章 工事に関する許可・届出等の手続

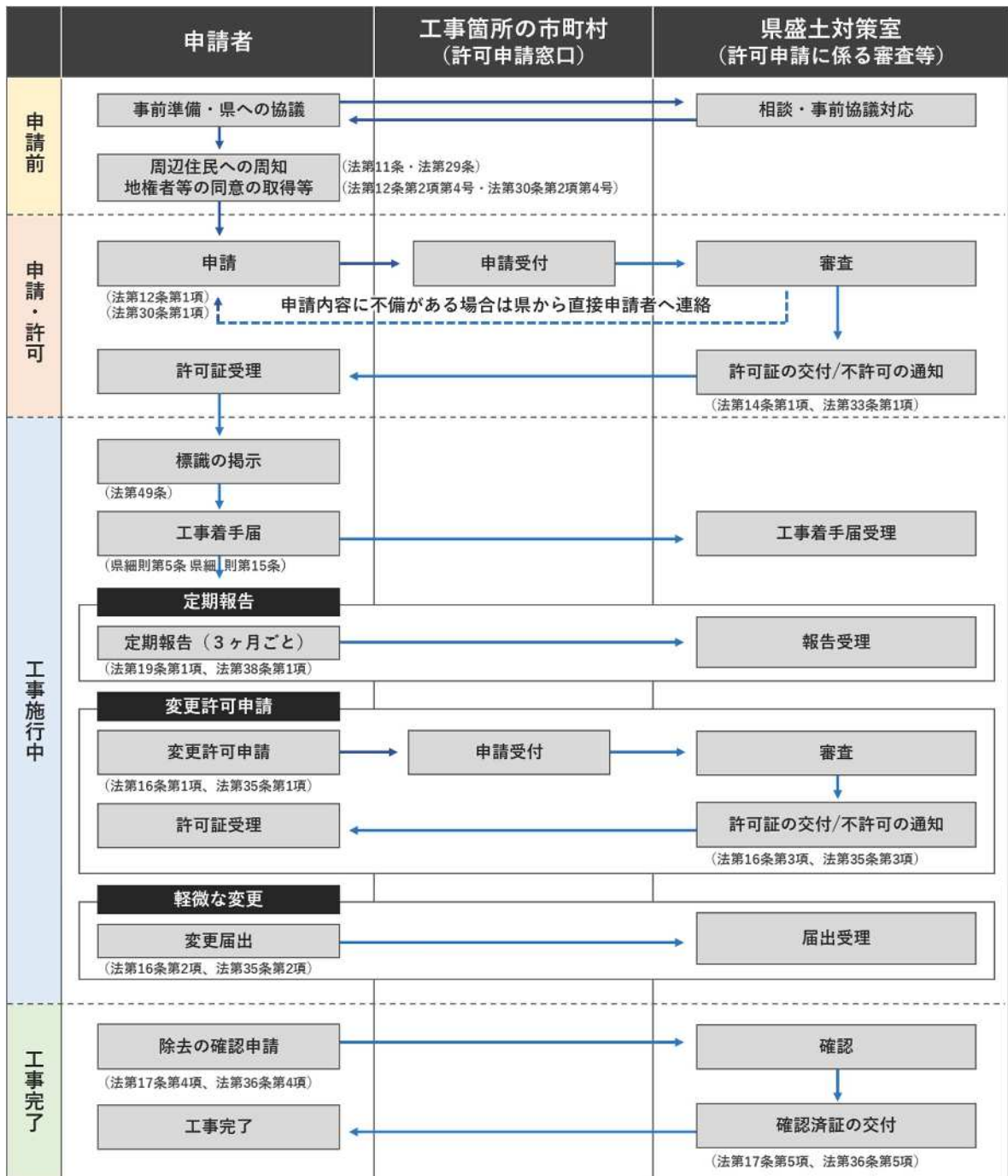
5-1 許可申請に係る手続の流れ

許可申請に関する標準的な手続については、下図フローのとおりです。

5-1-1 土地の形質変更



5-1-2 土石の堆積

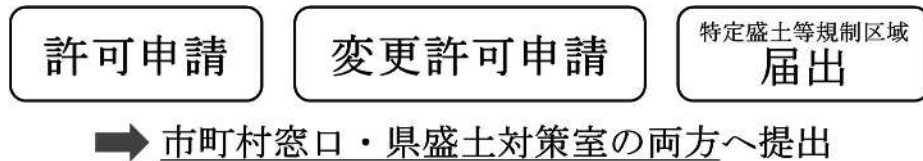


5-2 申請書等提出方法

5-2-1 市町村窓口及び県盛土対策室へ提出するもの

「許可申請」、「変更許可申請」及び「特定盛土等又は土石の堆積に係る届出」については、工事箇所位置する市町村窓口及び県盛土対策室へ提出してください。

各市町村における担当課等については、「8-1 許可申請等提出先」を参照ください。



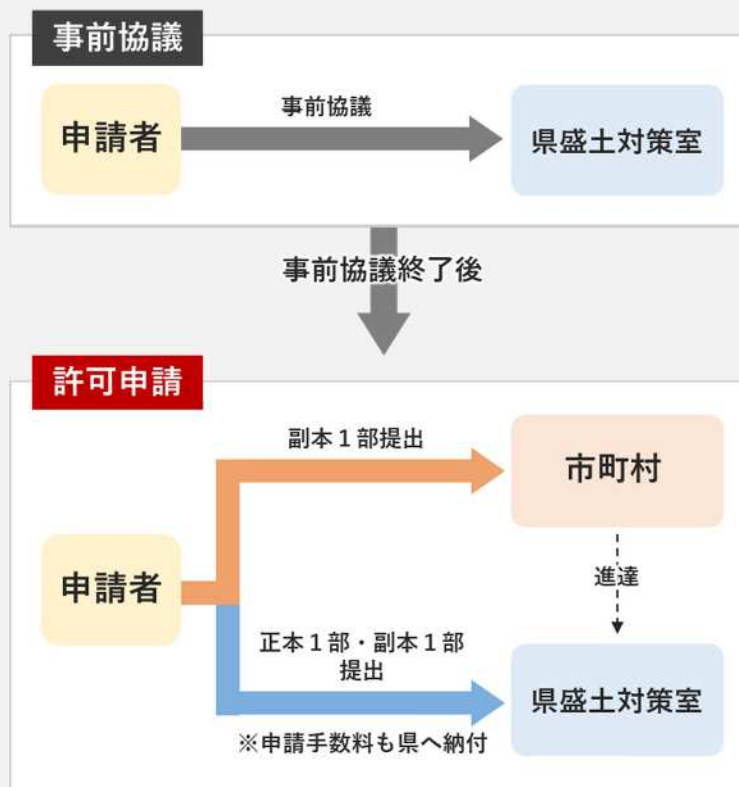
※「許可申請」及び「変更許可申請」については、必ず県盛土対策室への事前協議を完了した上で、申請してください。

事前協議の詳細については、「5-4 事前協議」を参照ください。

※許可申請書は正本1部と副本2部を作成し、以下のとおり提出してください。

[市町村] 副本1部

[県] 正本1部と副本1部（申請手数料も合わせて県へ納付）



5-2-2 県盛土対策室へ提出するもの

「工事着手届」、「中間検査確認申請」、「定期報告」、「工事の軽微な変更に係る届出」及び「完了検査確認申請」等「5-2-1 市町村窓口及び県盛土対策室へ提出するもの」以外の手続については、県盛土対策室へ提出してください。

工事着手届

中間検査申請

定期報告

軽微な変更届

完了検査申請

等

➡ 県盛土対策室へ提出

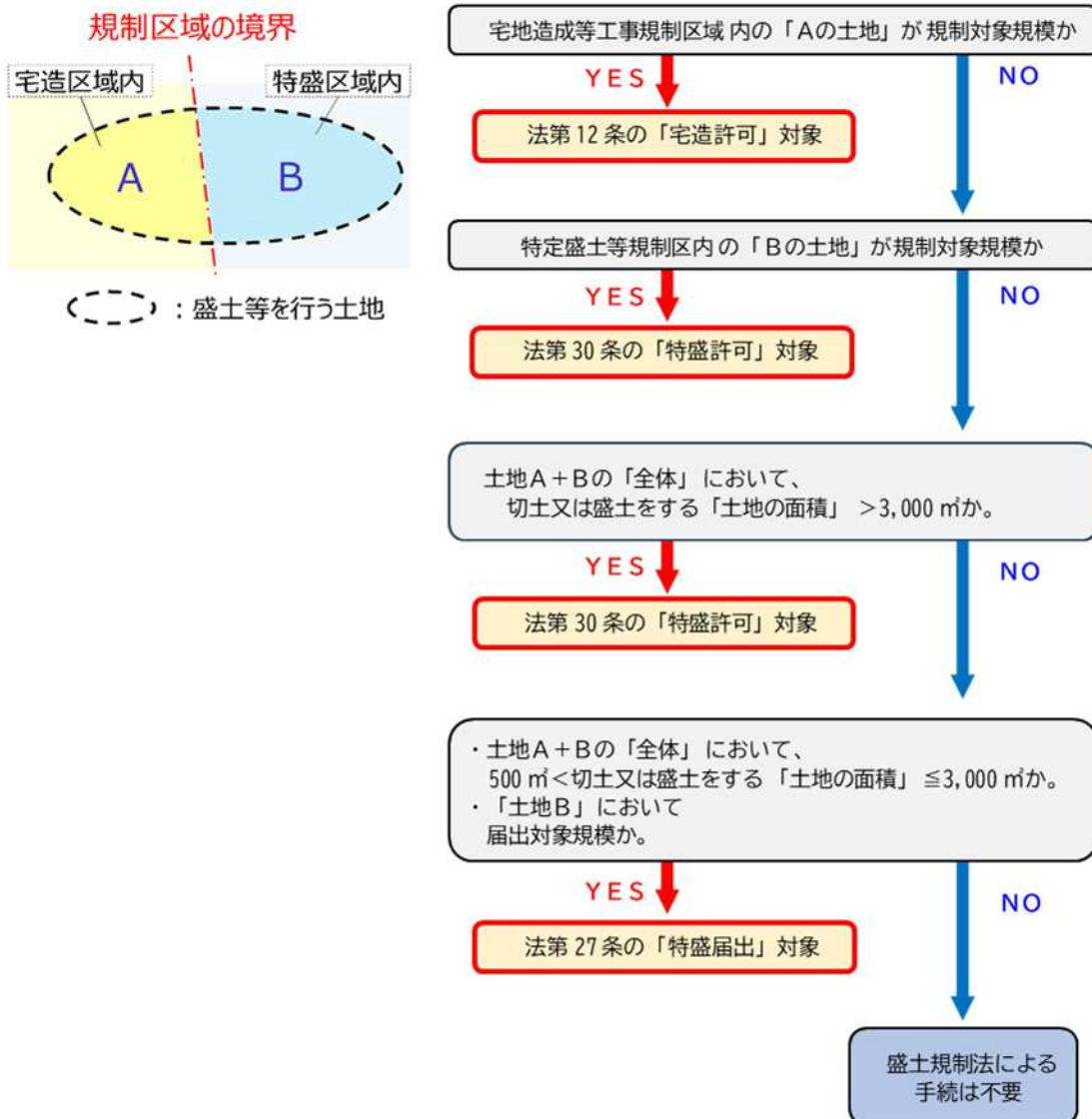
5-2-3 複数の規制区域にまたがる盛土等に対する許可の考え方

1 用語の定義

- (1) 宅造許可：宅地造成等工事規制区域内における許可（法第12条）
- (2) 特盛許可：特定盛土等規制区域内における許可（法第30条）
- (3) 特盛届出：特定盛土等規制区域内における届出（法第27条）

2 基本的な考え方

異なる規制区域内で一体的に工事が行われる土地については、宅地造成等工事規制区域の要件から順に、各規制区域の規制要件に照らして下図のとおり許可等の要否を判断します。



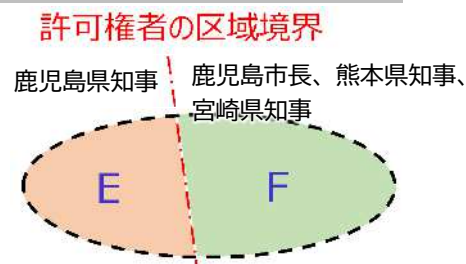
3 造成規模（面積）による考え方

宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域	許可	届出	
3,100㎡ 許可対象規模		宅造許可		
2,700㎡ 許可対象規模 ※宅地造成等工事規制区域内が許可要件に該当	400㎡ 規模未満	宅造許可		
1,100㎡ 許可対象規模 ※宅地造成等工事規制区域内が許可要件に該当	2,000㎡ 届出対象規模	宅造許可		
600㎡ 許可対象規模 ※宅地造成等工事規制区域内が許可要件に該当	3,100㎡ 許可対象規模	宅造許可		
500㎡ 規模未満	2,600㎡ 届出対象規模 ※全体が特定盛土等規制区域内の許可要件に該当	特盛許可		
50㎡ 規模未満	3,050㎡ 許可対象規模 ※全体が特定盛土等規制区域内の許可要件に該当	特盛許可		
	3,100㎡ 許可対象規模	特盛許可		
凡例 <ul style="list-style-type: none"> 法第12条に基づく許可 〃（一体的に規制） 法第30条に基づく許可 〃（一体的に規制） 法第27条に基づく届出 〃（一体的に規制） 	400㎡ 規模未満	400㎡ 規模未満 ※全体が特定盛土等規制区域内の届出要件に該当	特盛届出	
	50㎡ 規模未満	750㎡ 届出対象規模	※全体が特定盛土等規制区域内の届出要件に該当	特盛届出
	800㎡ 届出対象規模		特盛届出	

4 異なる許可権者の規制区域にまたがる場合

右図E・Fのように異なる許可権者（鹿児島市長、熊本県知事、宮崎県知事）の規制区域にまたがって、一体的に工事が行われる土地についても許可、届出の可否については、「(2)基本的な考え方」のとおりとします。

申請は、面積に応じて本県と他自治体にそれぞれに申請することとなります。



5-3 許可基準

以下の許可基準に沿って審査を行います。

■ 申請前

法	基準の概要	参照
第11条、第29条	住民への周知	5-6

(1) 土地の所有者等の同意を得ていること

法	基準の概要	参照
第12条第2項第4号 第30条第2項第4号	土地所有者等の同意	5-7

(2) 工事主が必要な資力・信用を有すること

法	基準の概要	参照
第12条第2項第2号 第30条第2項第2号	工事主の資力・信用	5-8

(3) 工事施行者が必要な能力を有すること

法	基準の概要	参照
第12条第2項第3号 第30条第2項第3号	工事施行者の能力	5-9

(4) 災害防止のための安全基準に適合すること

法	政令	基準の概要	参照
第13条第1項 第31条第1項	第6条	擁壁、排水施設その他の施設	7-2
	第7条	地盤について講ずる措置に関する技術基準	
	第8条	擁壁の設置に関する技術的基準	
	第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造	
	第10条	練積み造の擁壁の構造	
	第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用	
	第12条	擁壁の水抜き穴	
	第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用	
	第14条	崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準	
	第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	
	第16条	排水施設の設置に関する技術的基準	
	第17条	特殊の材料又は構法による擁壁	
	第18条	特定盛土等に関する工事の技術的基準	
第19条	土石の堆積に関する工事の技術的基準		
第13条第2項 第31条第2項	—	設計者の資格	5-10

5-4 事前協議

盛土等に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。

事前協議書に必要書類を添えて、県盛土対策室に事前協議をしてください。

なお、申請後に手数料の額に関わる面積（盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積）に変更が生じると大幅な審査のやり直しが生じるため、事前協議にて面積の考え方をよく確認して下さい。

事前協議を完了した後、許可申請までに、周辺地域の住民に対し、説明会の開催等により工事内容の周知が必要となります。（住民周知の範囲は「5-6 住民への周知」参照）

1 事前協議書

【土地の形質変更】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前協議書（参考様式第1）

【土石の堆積】

土石の堆積に関する工事の事前協議書（参考様式第2）

2 添付書類

(1) 図面等

添付する図面等は下表のとおりです。

初回協議時に全ての図面等を提出する必要はありませんが、「土地付近状況写真」、「位置図」、「土地の平面図」及び「土地の断面図」は必ず提出してください。その他の図面等は、必要に応じて提出を求める場合があります。

【土地の形質変更】

※各添付図面に関する留意事項は、「5-5-1 土地の形質変更」を参照ください。

添付図面等	明示すべき事項	初回提出
土地付近状況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○
位置図	方位、道路及び目標となる地物	○
地形図	方位、工事区域、土地境界線、標高、等高線、自然崖、急傾斜崩壊危険区域、砂防指定地等	
土地の平面図	方位、土地境界線、盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り防止ぐい又はグラウンドアンカーその他土留めの位置及び種類、地盤高、計画地盤高、崖がある場合は2Hライン及び30°ライン	○

添付図面等	明示すべき事項	初回提出
土地の断面図	盛土又は切土をする土地の前後の地盤、区域境界線	○
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称	
崖の断面図	崖の高さ、勾配、変化点の単点高、土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面、崖面の保護の方法	
擁壁の断面図	擁壁の寸法・勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置・材料及び寸法	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置・材料及び内径、透水層の位置及び寸法	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、透水層の位置及び寸法	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置・材料及び内径、透水層の位置及び寸法	
求積図	盛土又は切土をする土地の部分	
擁壁展開図	基礎の寸法、擁壁の位置及び寸法	
土量計算書	切土量、盛土量	

【土石の堆積】

※各添付図面に関する留意事項は、「5-5-2 土石の堆積」を参照ください。

添付図面等	明示すべき事項	初回提出
土地付近状況写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○
位置図	方位、道路及び目標となる地物	○
地形図	方位、工事区域、土地境界線、標高、等高線 自然崖、急傾斜崩壊危険区域、砂防指定地等	
土地の平面図	方位、土地境界線、土石の堆積を行う土地の部分、地盤高、作業構台等、空地の位置、柵等の位置、排水施設（側溝等）、土砂の流出防止措置	○

添付図面等	明示すべき事項	初回提出
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の前後の地盤高、土地境界線、土石の堆積を行う土地の部分、作業構台等、空地の位置、柵等の位置の位置、排水施設（側溝等）	○
求積図	土石の堆積を行う土地の部分	
土量計算書	土石の堆積に係る土量	

(2) 許可申請書

添付する許可申請書は以下のとおりです。可能な限り工事内容等を記入して提出してください。

【土地の形質変更】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（様式第2）

【土石の堆積】

土石の堆積に関する工事の許可申請書（様式第4）

(3) 関係法令等チェックリスト

他法令への該当状況等に係る関係法令等チェックリスト（参考様式第3）を添付してください。

(4) 公図の写し

工事区域を赤線で囲み明示して添付してください。

5-5 許可申請又は届出に必要な書類

許可申請又は届出は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

官公庁等が発行する書類及び実務経験証明書については、取得から3か月以内のものを提出してください。

【解説】

1 許可申請書は正本1部・副本2部、届出書は正本1部・副本1部とします。

※市町村をまたぐ場合は、当該市町村の副本を追加で提出してください。

ただし、正本には、定められた様式（登記事項証明書、同意書）については原本を添付し、副本にはその写しを添付することとします。

許可申請書は以下へそれぞれ提出してください。

[副本1部] 市町村窓口へ提出

[正本1部+副本1部] 県盛土対策室へ提出

特盛届出書は以下へそれぞれ提出してください。

[副本1部] 市町村窓口へ提出

[正本1部] 県盛土対策室へ提出

2 図面は、縦26cm、横17cmのサイズに折りたたみ、図面袋に入れて書類の後ろに付けてください。（図面袋に図面名称一覧を付けてください。）

3 提出書類には、項目毎に見出し（インデックス）を付けてください。

4 全ての図面の右下に、設計者の記名を行ってください。

5 擁壁の構造計算書等の計算書には、表紙に設計者（作成者）の記名を行ってください。なお、設計者と作成者が異なる場合は連名とし、設計者は必ず照査を行ってください。

6 盛土規制法調書の添付図面とするため、正本にはA3版の「土地の平面図」を添付してください。

7 許可申請書の作成に当たっては、「記載例と記入方法」を参照ください。

【代理申請を行う場合】

申請書の提出を申請者以外が行うときは、委任状（参考様式第17）が必要です。

行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。

5-5-1 土地の形質変更

土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、下表に示すとおりです。

【提出書類】

綴じ順	書類名			書類要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
1	許可申請書				
	省令第7条第1項 省令第63条第1項	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書(国様式第2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「8-10 許可申請書の記載例及び記入方法」を参考に必要事項を全て記入すること。 ・申請書の提出を申請者以外が行う場合は委任状(参考様式第17)を添付すること。 	○	-
1	届出書				
	省令第58条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 特定盛土等に関する工事の届出書(国様式第19)	届出書の提出を届出者以外が行う場合は委任状(参考様式第17)を添付すること。	-	○
2	関係法令等チェックリスト				
		<input type="checkbox"/> 関係法令等チェックリスト(参考様式第3)	別途、許可申請チェックリスト(参考様式第4)を添付すること。	○	○
3	土地付近状況写真				
	省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の全景を撮影し、工事区域を赤線で囲み明示すること。 ・撮影方向が分かるように地形図に撮影方向を明示すること。 	○	○
4	申請者確認書類				
	省令第7条第1項第7号、8号 省令第63条第1項第1号 (省令第58条第1項第1号)	個人の場合	<input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類(本人確認書類)は、以下のいずれかとすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・個人番号カード(表面のみ、番号を黒塗りしたもの) ・運転免許証 ・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。) ・在留カード ・特別永住者証明書 	○
法人の場合		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員のうち代表権を有する者の氏名及び住所を証する書類	○		○

綴じ順	書類名			書類要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
5	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
	省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 周知措置報告書 (参考様式第13)	[5-6 住民への周知 参照] ・説明会や配布等で使用した資料を添付すること。 ・溪流等における高さ15m超の盛土の場合、説明会を開催すること。	○	-
6	権利者全ての同意を得たことを証する書類				
	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 権利者の同意を証する書類 (<input type="checkbox"/> ①権利者一覧表 (参考様式第9又は10) <input type="checkbox"/> ②工事施行同意書 (参考様式第11又は12) <input type="checkbox"/> ③印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書)	[5-7 土地所有者等の同意 参照] 同意者の本人確認書類を添付すること。	○	-
7	工事主の証明書類及び資力・信用確認書類				
	省令第7条第1項第9号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 (参考様式第15) <input type="checkbox"/> 資金計画書(国様式第3) <input type="checkbox"/> 預金残高証明書 <input type="checkbox"/> 資金借入又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する誓約書兼同意書 (参考様式第7) <input type="checkbox"/> 暴力団等に該当しない旨の誓約書 (参考様式第8)	[5-8 工事主の資力・信用 参照]	○	-
		個人の場合	<input type="checkbox"/> 前年度分の納税証明書 (※)	(※)納税証明書は以下の2つを添付すること。(前年度分) ・法人税又は所得税の納税証明書 ・県税の未納なし証明書	○
法人の場合		<input type="checkbox"/> 前年度分の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書(※)		○	-

綴じ順	書類名			書類要否		
	根拠規定	内容	備考	申請	届出	
8	工事施行者の能力を証する書類					
	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 (省令第58条第1項第2号)	共通	<input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書（参考様式第14） <input type="checkbox"/> 工事を指導・監督する技術者の資格証明書など <input type="checkbox"/> 工事実績を証する書類（契約書の写し） <input type="checkbox"/> 前年度分の納税証明書（※）	[5-9 工事施行者の能力 参照] ・許可申請までに工事施行者が未定の場合は許可申請書に「未定」の旨及び決定時期を記入すること。 ・【法人の場合】 建設業許可の有無によって、以下の書類を提出すること。 <input type="checkbox"/> 建設業許可を受けている場合 ⇒建設業許可通知書の写し 又は建設業許可証明書 (※) 納税証明書は以下の2つを添付すること。（前年度分） ・法人税又は所得税の納税証明書 ・県税の未納なし証明書	○	-
		個人の場合	<input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類（「4申請者確認書類」に準じる） <input type="checkbox"/> 納税証明書（※）			
法人の場合		<input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書（原本）				
9	設計者の資格を証する書類					
	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書（参考様式第16） <input type="checkbox"/> 「5-10 設計者の資格」に示す資格によるいずれかの証明書類 ・卒業証明書 ・実務経験証明書 ・宅地造成技術講習会修了証書 ・大学院に1年以上在学したことこの証明書 ・資格証明書（技術士又は一級建築士） <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類（「4申請者確認書類」に準じる）	[5-10 設計者の資格 参照] 高さが5mを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に提出が必要。	○	-	
10	構造計算書					
	省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 概要 <input type="checkbox"/> 構造計画、応用算定及び断面算定等	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に提出が必要。	○	-	

綴じ順	書類名			書類要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
11	盛土の安定計算書			○	-
	省令第7条第1項第3号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 安定計算書			
12	崖面の安定計算書			○	-
	省令第7条第1項第4号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 安定計算書			
13	排水能力を確認する書面			○	-
	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 排水計算書 <input type="checkbox"/> 排水端末の接続許可を証する書類			
14	擁壁認定証等			○	-
	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 擁壁の認定に関する書類の写し	大臣認定擁壁を設置する場合に提出が必要。 工場製品の擁壁を設置する場合は、国土交通大臣による認定証の写しとカタログの当該擁壁の掲載されたページの写しを提出すること。		
15	地質調査等に関する確約書			○	-
	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 地質調査等に関する確約書 (参考様式第18)	擁壁の基礎地盤の支持力確認を擁壁工事に着手する前までに行う場合。		
16	土量計算書			○	○
	県細則第7条第6項	<input type="checkbox"/> 土量計算書	盛土及び切土量を明示すること。		

【提出図面等】

	書類名			書類要否	
	明示すべき事項	縮尺	備考	申請	届出
位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/10,000以上	工事区域を赤線で囲み明示すること。	○	○
地形図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 工事区域 土地境界線 標高 等高線 自然崖 急傾斜崩壊危険区域 砂防指定地等 	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> 等高線は、2mの標高差を示すものとする。 工事区域を赤線で囲み明示すること。 	○	○

書類名				書類要否	
	明示すべき事項	縮尺	備考	申請	届出
土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り防止ぐい又はグラウンドアンカーその他土留めの位置及び種類 ・地盤高 ・計画地盤高 ・崖がある場合は、2Hライン及び30°ライン 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・縦横断線を記入し、土地の断面図と照合できるように記号を付すこと。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すこと。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること。 ・接道となる道路の幅員を明示すること。 ・土地の用途及び構造物の種類毎に着色し、凡例も明示すること。 	○	○
土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする土地の前後の地盤 ・区域境界線 	1/2, 500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・高低差の著しい箇所について作成すること。 ・崖、擁壁、道路、宅盤、土羽等の位置を明示すること。 ・土地の平面図と照合できるように記号を明示すること。 ・切土部分には黄色、盛土部分には赤色を着色すること。 	○	○
排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の断面を決定した流域毎に色分けすること。 ・流域図を作成するとともに、流域に区域外が含まれる場合は、明示すること。 ・関連して区域外の排水施設の改修を行う場合は、これらについても明示すること。 	○	○
崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖の高さ及び勾配 ・変化点の単点高 ・土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法 	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 	○	○

書類名				書類要否	
	明示すべき事項	縮尺	備考	申請	届出
擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法 	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・根入れ深さを明示すること。 ・基礎地盤の地耐力並びに地盤調査方法等を明示すること ※地盤調査等を擁壁工事着手前に実施する場合は、必要地耐力及び想定土質並びに擁壁工事着手前に地盤調査を行う旨の誓約文言を明示するとともに、「地質調査等に関する確約書（参考様式第18）」を提出すること ・国土交通大臣認定擁壁を使用する場合は、製品名を明示すること。 ・コーナー部分の補強配筋、寸法を明示すること。 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 	○	○
擁壁の背面図	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の高さ ・水抜き穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	1/50以上		○	○
崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法 	1/50以上		○	○
崖面崩壊防止施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜き穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	1/50以上	水抜き穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。	○	○
求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土又は切土をする土地の部分 	指定なし	工事区域全域、土地の用途別の求積図を作成すること。	○	○
擁壁展開図	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎の寸法 ・擁壁の位置及び寸法 ・水抜き穴の位置 	指定なし	擁壁の高さ（見え高）が0.50mを超える場合に作成すること。	○	○

5-5-2 土石の堆積

土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、下表に示すとおりです。

【提出書類】

綴じ順	書類名			書類要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
1	許可申請書				
	省令第7条第1項 省令第63条第1項	<input type="checkbox"/> 土石の堆積に関する工事の許可申請書(国様式第4)	<ul style="list-style-type: none"> ・「8-10 許可申請書の記載例及び記入方法」を参考に必要事項を全て記入すること。 ・申請書の提出を申請者以外が行う場合は委任状(参考様式第17)を添付すること。 	○	-
1	届出書				
	省令第58条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 土石の堆積に関する工事の届出書(国様式第20)	届出書の提出を届出者以外が行う場合は委任状(参考様式第17)を添付すること。	-	○
2	関係法令等チェックリスト				
		<input type="checkbox"/> 関係法令等チェックリスト(参考様式第3)	別途、許可申請チェックリスト(参考様式第4)を添付すること。	○	○
3	土地付近状況写真				
	省令第7条第2項第4号 省令第63条第2項第1号 (省令第58条第2項第1号)	<input type="checkbox"/> 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の全景を撮影し、工事区域を赤線で囲み明示すること。 ・撮影方向が分かるように地形図に撮影方向を明示すること 	○	○
4	申請者確認書類				
	省令第7条第2項第5号、第6号 省令第63条第2項第1号 (省令第58条第2項第1号)	個人の場合	<input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類(本人確認書類)は、以下のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・個人番号カード(表面のみ、番号を黒塗りしたもの) ・運転免許証 ・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。) ・在留カード ・特別永住者証明書 	○
法人の場合		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を証する書類	○		○
5	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
	省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 周知措置報告書(参考様式第13)	[5-6 住民への周知 参照]説明会や配布等で使用した資料を添付すること。	○	-

級 順	書類名			書類要否	
	根拠規定	内容	備考	申 請	届 出
6	権利者全ての同意を得たことを証する書類				
	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 権利者の同意を証する書類 (①権利者一覧表 (参考様式第9又は10) ②工事施行同意書 (参考様式第11又は12) ③印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書	[5-7 土地所有者等の同意参照] 同意者の本人確認書類を添付すること。	○	-
7	工事主の証明書類及び資力・信用確認書類				
	省令第7条第2項第7号、 第10号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書(参考様式第15) <input type="checkbox"/> 資金計画書(国様式第3) <input type="checkbox"/> 預金残高証明書 <input type="checkbox"/> 資金借入又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する誓約書兼同意書(参考様式第7) <input type="checkbox"/> 暴力団等に該当しない旨の誓約書(参考様式第8)	[5-8 工事主の資力・信用参照] (※)納税証明書は以下の2つを添付すること。(前年度分) ・法人税又は所得税の納税証明書 ・県税の未納なし証明書	○	-
		個人の場合 <input type="checkbox"/> 前年度分の納税証明書(※)		○	-
法人の場合 <input type="checkbox"/> 前年度分の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書(※)		○		-	
8	工事施行者の能力を証する書類				
	省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 (省令第58条第2項第2号)	共通 <input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書(参考様式第14) <input type="checkbox"/> 工事を指導・監督する技術者の資格証明書など <input type="checkbox"/> 工事实績を証する書類(契約書の写し) <input type="checkbox"/> 前年度分の納税証明書(※)	[5-9 工事施行者の能力参照] ・許可申請までに工事施行者が未定の場合は許可申請書に「未定」の旨及び決定時期を記入すること。 ・【法人の場合】 建設業許可の有無によって、以下の書類を提出すること。 <input type="checkbox"/> 建設業許可を受けている場合 ⇒建設業許可通知書の写し 又は建設業許可証明書 (※)納税証明書は以下の2つを添付すること。(前年度分) ・法人税又は所得税の納税証明書 ・県税の未納なし証明書	○	-
		個人の場合 <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類(「4申請者確認書類」に準じる) <input type="checkbox"/> 納税証明書(※)			
法人の場合 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書(原本)					

綴じ順	書類名			書類要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
9	土石の崩壊防止措置の設計書				
	省令第7条第2項第2号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 構台等の設計書 <input type="checkbox"/> 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 <input type="checkbox"/> 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合に提出すること。	○	-
10	土砂流出防止措置の設計書				
	省令第7条第2項第3号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 鋼矢板の設計書 <input type="checkbox"/> 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 <input type="checkbox"/> 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合に提出すること。	○	-
11	土量計算書				
	県細則第7条第6項	<input type="checkbox"/> 土量計算書	盛土及び切土量を明示すること。	○	○

【提出図面等】

	書類名			書類要否	
	明示すべき事項	縮尺	備考	申請	届出
位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/10,000以上	工事区域を赤線で囲み明示すること。	○	○
地形図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 工事区域 土地境界線 標高 等高線 自然崖 急傾斜崩壊危険区域 砂防指定地等 	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> 等高線は、2mの標高差を示すものとする。 工事区域を赤線で囲み明示すること 	○	○
土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地境界線 土石の堆積を行う土地の部分 地盤高 作業構台等 空地の位置 柵等の位置 排水施設（側溝等） 土砂の流出防止措置 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 縦横断線を記入し、土地の断面図と照合できるように記号を付すこと。 接道となる道路の幅員を明示すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すこと。 	○	○
土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 土石の堆積を行う土地の前後の地盤高 土地境界線 土石の堆積を行う土地の部分 作業構台等 空地の位置 柵等の位置 排水施設（側溝等） 	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 高低差の著しい箇所について作成すること。 堆積する土石の高さ、堆積する土地(空地を含む)の勾配土羽等の位置を明示すること。 土地の平面図と照合できるように記号を明示すること。 	○	○
求積図	<ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする土地の部分 	指定なし	工事区域全域、土石の堆積を行う土地の部分の求積図を作成すること	○	○

5-6 住民への周知（法第11条、第29条）

工事の許可申請に当たっては、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

許可申請書に添付する「周知措置報告書（参考様式第13）」により、周辺地域の住民に工事内容の周知を行ったことを確認します。

5-6-1 周知の方法

次のいずれかの方法により行うこと。

- 1 説明会の開催
- 2 書面の配布
- 3 工事を行う土地又はその周辺での掲示+ウェブページへの掲載

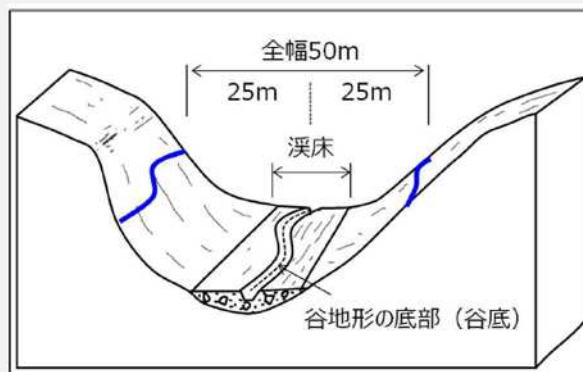
なお、災害が生ずるおそれが特に大きい土地において、高さ15m超の盛土をする場合は「1 説明会の開催」による周知を必須とします。

[災害が生ずるおそれが特に大きい土地（省令第12条）]

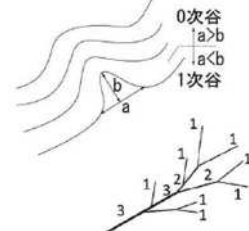
- ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- ③ 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

[溪流等の範囲]

溪流等の範囲とは、溪床勾配10度以上の0次谷を含む一連の谷地形であり、その中心線から全幅50メートルに含まれる範囲を基本とします。



※1 0次谷：
常時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいう。谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当する。



※「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会編集、令和5年11月）

5-6-2 周知内容

少なくとも以下の内容について周知を行うこと。

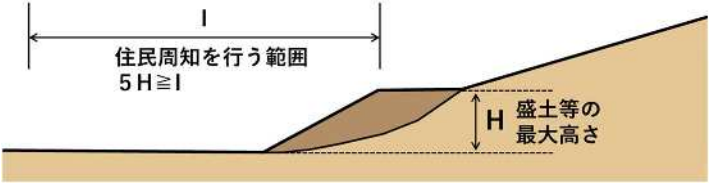
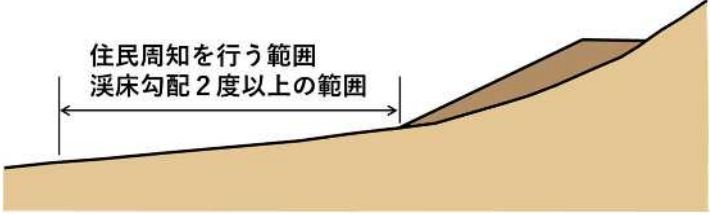
- 1 工事主の氏名又は名称
- 2 工事が施行される土地の所在地
- 3 工事施行者の氏名又は名称
- 4 工事の着手予定日及び完了予定日
- 5 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- 6 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- 7 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

5-6-3 周知措置報告書に記載する内容

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 工事が施行される土地の所在地及び地番
- 3 周知措置の方法
- 4 周知期間（説明会を開催した場合は、開催日時・場所）
- 5 説明会開催場所（説明会を開催した場合のみ記入）
- 6 説明会参加者数
- 7 配布範囲・掲示場所
- 8 周知内容
- 9 住民からの意見等

5-6-4 周知範囲

盛土等の区分	住民周知の範囲	
1 平地盛土 2 切土 3 土石の堆積	必ず周知	<p>○盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲）</p> <p style="text-align: center;">住民周知を行う範囲 $2H \geq L$</p> <p style="text-align: center;">盛土等の最大高さ H</p> <p style="text-align: center;">地盤勾配1/10未満</p>
	必要に応じ周知	<p>○盛土等を行う土地の隣接地</p> <p>○盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲</p> <p>○盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲</p>

盛土等の区分	住民周知の範囲	
腹付け盛土	必ず周知	<p>○盛土のり肩までの高さ H に対して盛土のり肩から下方の水平距離 5H 以内の範囲 (※参考図 I の範囲)</p> 
	必要に応じ周知	<p>○盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50メートル～数百メートル程度の範囲 ○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</p>
<p>1 溪流等における高さ 15メートルを超える盛土 2 溪流等における盛土（1を除く） 3 谷埋め盛土（1及び2を除く）</p>	必ず周知	<p>○下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲 (※参考図)</p> 
<p>4 腹付け盛土のうち、参考図 I の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（1及び2を除く） ※溪流等の範囲は「5-6-1 周知の方法」に記載</p>	必要に応じ周知	<p>○上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲</p>

5-7 土地所有者等の同意（法第12条第2項、法第30条第2項）

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

工事予定の土地について、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。同意の有無は、①権利者一覧表、②工事施行同意書、③公図の写し、④土地の登記事項証明書を提出する方法により確認します。

5-7-1 同意を必要とする権利者

工事予定の土地の所有権、地上権、永小作権、地役権、質権、賃借権、採石権又は使用借権を有するとともに、当該土地を使用する権利者

5-7-2 必要書類

【土地に関する権利】

- ・ 権利者一覧表（土地の権利者）（参考様式第9）
- ・ 工事施行同意書（土地の権利者）（参考様式第11）

【建築物その他の工作物に関する権利】

- ・ 権利者一覧表（建築物その他の工作物に関する権利者）（参考様式第10）
- ・ 工事施行同意書（建築物その他の工作物に関する権利者）（参考様式第12）

【添付書類】

- ・ 公図の写し（工事区域を赤線で囲み明示してください。）
- ・ 登記事項証明書
- ・ 同意者の印鑑証明書（5-7-3参照）

5-7-3 印鑑証明書の添付

同意者の意思確認上必要な書類となるため、同意書には、実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。関係の登記事項証明書に記載されている者とします。

5-7-4 同意者について

登記事項証明書に記載されている権利者が死亡している場合においては、相続人全員の同意書が必要となります。

5-8 工事主の資力・信用（法第12条第2項、法第30条第2項）

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
<input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 （参考様式第15） <input type="checkbox"/> 資金計画書(国様式第3) <input type="checkbox"/> 預金残高証明書 <input type="checkbox"/> 資金借入又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する誓約書兼同意書（参考様式第7） <input type="checkbox"/> 暴力団等に該当しない旨の誓約書 （参考様式第8） <input type="checkbox"/> 前年度分の納税証明書	<input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 （参考様式第15） <input type="checkbox"/> 資金計画書(国様式第3) <input type="checkbox"/> 預金残高証明書 <input type="checkbox"/> 資金借入又は融資証明書 <input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する誓約書兼同意書（参考様式第7） <input type="checkbox"/> 暴力団等に該当しない旨の誓約書 （参考様式第8） <input type="checkbox"/> 前年度分の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書

※納税証明書は以下の両方の証明書を添付してください。（前年度分）

- ・ 法人税又は所得税の納税証明書
- ・ 県税の未納なし証明書

5-9 工事施行者の能力（法第12条第2項、法第30条第2項）

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

「工事施行者の能力に関する申告書（参考様式第14）」及び以下に示す書類により、工事施行者に工事を完遂することができる技術力・財産的基礎があることを確認します。

	添付書類	
	個人の場合	法人の場合
法人登記事項証明書（原本）	—	○
氏名及び住所を証する書類	○	—
建設業許可通知書の写し又は 建設業許可通証明書（許可を受けている場合）	○	○
工事を指導・監督する技術者の資格証明書など	○	○
工事实績を証する書類（契約書の写し等）	○	○
前年度分の納税証明書	○	○

※氏名及び住所を証する書類は以下のいずれかを提出してください。

住民票、個人番号カード（表面のみ、番号を黒塗りしたもの）
運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、在留カード、特別永住者証明書

※納税証明書は以下の両方の証明書を添付してください。（前年度分）

法人税又は所得税の納税証明書、県税の未納なし証明書

※許可申請までに、工事施行者が未定の場合は、その理由書を添付し、許可申請書へは「未定」と記入してください。

この場合、工事着手前に「工事施行者の能力に関する申告書について（参考様式第20）」に上記書類を添えて提出し、審査を受けてから工事着手する必要があります。

5-10 設計者の資格（法第13条第2項、法第31条第2項）

以下に該当する工事の設計のためには、一定の資格が必要となります。

[一定の資格が必要な工事]

- 1 高さが5 mを超える擁壁の設置
- 2 盛土又は切土をする土地の面積が1,500 m²を超える土地における排水施設の設置

下表に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。
実務経験証明書については、取得から3か月以内のものを提出してください。

政令 第22条	設計者の資格	設計者の資格を証する書類
第1号	大学の土木・建築課程を卒業後、 2年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 卒業証明書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書（参考様式第6）
第2号	短期大学（3年制）の土木・建築課程 を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
第3号	短期大学、高等専門学校、旧制専門学校 の土木・建築課程を卒業後、4年 以上の実務経験を有する者	
第4号	高等学校、旧制中学校の土木・建築 課程を卒業後、7年以上の実務経験を 有する者	
第5号	大学院等で土木・建築関係を1年以上 専攻した後、1年以上の実務経験を 有する者	<input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの 証明書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書（参考様式第6）
	技術士（建設部門、農業部門（農業農 村工学、農業土木）、森林部門（森林土 木）、水産部門（水産土木））	<input type="checkbox"/> 技術士の資格証明書
	一級建築士	<input type="checkbox"/> 一級建築士の資格証明書
	土木・建築の技術に関し、10年以上 の実務経験を有する者で、国土交通大 臣の認定する講習を修了した者	<input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会修了証書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書（参考様式第6）

また、資格の要否にかかわらず、以下のいずれかの書類を提出してください。

住民票、個人番号カード（表面のみ、番号を黒塗りしたもの）、
運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限。）、
在留カード、特別永住者証明書

なお、「設計者の資格確認書」の写しを添付することにより、上記「設計者の資格
を証する書類」が不要になります。「設計者の資格確認書」を求める場合は、「宅地
造成及び特定盛土等規制法に基づく設計者の資格確認申出書（参考様式第21）」に
「設計者の資格を証する書類」を添付し、盛土対策室に提出してください。

5-11 許可申請手数料（鹿児島県手数料徴収条例）

許可申請に係る手数料は下表のとおりです。

事前に県収入証紙を購入し、申請書に証紙を貼付して県盛土対策室へ納付してください。

※手数料額については、事前協議にて確認ください。

工事面積区分	土地の形質変更 (盛土又は切土)	土石の堆積
500 m ² 以内	21,000 円	16,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	32,000 円	18,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	44,000 円	21,000 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	62,000 円	24,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	72,000 円	34,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	96,000 円	37,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	150,000 円	44,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	228,000 円	58,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	354,000 円	78,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	498,000 円	114,000 円
100,000 m ² を超え	642,000 円	138,000 円

5-12 許可又は不許可の通知（法第 14 条、第 33 条）

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付す場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面により通知します。

5-13 許可・届出情報の公表（法第12条第4項、法第30条第4項）

地域の住民や関係市町村長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可工事及び届出工事に関する情報を鹿児島県ホームページで公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。

【公表事項】

- 1 工事主の氏名又は名称
- 2 工事が施行される土地の所在地
- 3 工事が施行される土地の位置図
- 4 工事の許可年月日及び許可番号
- 5 工事施行者の氏名又は名称
- 6 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 7 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 8 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 9 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

県では、恒久的な情報公開制度として、許可工事に関する法定の公表事項の一部を含んだ盛土規制法調書の公開を行っています。詳細は鹿児島県ホームページを参照ください。

5-14 許可工事の中止・再開・廃止

5-14-1 防災措置の実施

工事主は、許可工事を廃止又は中止しようとするときは、既に施行された工事によって災害が発生し、工事区域及びその周辺の住民に対し、被害を及ぼすことのないよう、必要な防災措置を講じなければなりません。

また、工事主は、前述の防災措置を講じたときは、速やかに「防災措置報告書（参考様式第19）」により、当該措置の内容を知事に報告しなければなりません。

【運用基準】

- 1 許可工事を廃止又は中止する場合は、事前に県盛土対策室に相談してください。
- 2 廃止又は中止する場合は、届出が必要となります。

5-14-2 許可工事の中止・再開

許可工事を中止、又は中止した許可工事を再開する場合は、事前に県盛土対策室に協議の上、工事の中止（再開・廃止）届（県細則第5号様式）を提出してください。

5-14-3 許可工事の廃止

許可工事の廃止は原則として工事着手前に限られます。

工事着手後は、次のいずれかに該当する場合に限り廃止することができます。

【廃止を選択できる工事】

- 1 防災上の措置が終了しているもの
- 2 許可を取り直すために、手続上廃止する場合

許可工事を廃止しようとするときは、事前に県盛土対策室に相談の上、工事の中止（再開・廃止）届（県細則第5号様式）を提出してください。

【運用基準】

- 1 既に工事に着手しており、敷地の切土、盛土等を行っている場合は、そのままの状態でも工事を廃止することはできません。工事を廃止する場合は、事前に県盛土対策室と必要な防災措置について協議し、了解を得たうえで、必要な手続を行ってください。
- 2 必要な防災工事が完了しない段階で、届出を受理することはできません。
- 3 提出書類については、次に示すとおりです。

【提出書類】

提出部数		正本 1 部、副本 1 部	
順番	書類名	特記事項	
1	工事の中止（再開・廃止）届 （県細則第 5 号様式）	廃止理由を詳細に記載する。	
2	許可証（原本）	許可通知書の原本は県へ返還する。なお、変更許可を受けている場合は、その原本も返還する。	
3	防災措置報告書 （参考様式第 19）	防災措置の内容を示す。	
4	緊急時連絡体制表	工事主、工事施行者、設計者、委託を受けた者の緊急時連絡先を明記する。	
5	図面関係		
	①	現況平面図	廃止時の現場状況が判別できる平面図。 一部工事を施工した箇所はその部分を明記する。
	②	現況断面図	廃止時の現場状況が判別できる縦横断面図等。 一部工事を施工した箇所はその部分を明記する。
	③	防災措置平面図	防災措置を行った箇所を明記する。
	④	防災措置詳細図	施した防災措置の内容を示した詳細図。 構造寸法等を明記する。
6	写真関係		
	①	着工前、廃止時の全景写真	着工前の状況と廃止時の状況が比較できるように並べて添付する。
	②	施工箇所の施工写真	既に施工した箇所の施工状況写真。
	③	防災措置の施工写真	防災措置を行った箇所の施工状況写真。

5-14-4 許可申請の取下げ

許可申請を取下げの場合は、事前に県盛土対策室に協議の上、許可申請書取下届出書（参考様式第 22）を提出してください。

5-15 標識の掲示（法第49条）

盛土等に係る許可を受けた工事主又は届出をした工事主は、工事に着手した日から完了する日までの間、公衆の見やすい場所に以下に示す項目を記載した標識（様式第23又は様式第24）を設置しなければなりません。

【標識に記載する項目】

- 1 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 3 工事施行者の氏名又は名称
- 4 現場管理者の氏名又は名称
- 5 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 6 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 7 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 8 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 9 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 10 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 11 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

「公衆の見やすい場所」とは

公衆の見やすい場所については、一般的には、工事区域又はその周辺の住民が通行する道路沿いの場所や他の建物等で見えなくなるおそれのない場所となります。

当該工事について、変更許可を受けた場合や変更届出を行った場合や、許可標識の記載内容に変更が生じた時は、速やかに標識の内容を修正し、修正した状況が判別できる写真を知事に提出してください。

5-16 工事着手届

工事主は、その工事に着手したときは、工事着手届出書（県細則第4号様式）に次の書類を添えて、速やかに県の許可等申請先へ提出しなければなりません

【解説】

- 1 工事着手届書（県細則第4号様式）には、実際の工事期間を記入してください。（許可通知書の工事期間に合わせる必要はありません。）
- 2 提出の際は、標識の設置位置が判別できる図面（土地の平面図に明示）と設置状況の写真を添付してください。
なお、写真は、設置場所が判別できる遠景と標識の内容が判別できる近景の少なくとも2枚以上撮影するようにしてください。

【提出書類】

提出部数		正本1部、副本1部
順番	書類名	特記事項
1	工事着手届出書 （県細則第4号様式）	
2	土地の平面図	標識の設置位置を明示する。
3	標識の設置状況写真	設置位置が判別できるよう周囲の風景の入った写真と、標識に記入されている内容が判別できる近景写真を添付する。
4	工事工程表	各工種毎に工事期間を明記する。
5	緊急時連絡体制表	工事主、工事施行者、設計者、委託を受けた者の緊急時連絡先を明記する。
6	防災計画書（1ha以上）	1ha以上の盛土等については、防災計画を作成し、提出すること。 それ未満の規模の盛土等においても作成し、常に携帯しておくこと。

5-17 許可の変更等（法第16条、法第35条）

工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じ、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表や関係市町村への通知が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要です。

5-17-1 変更許可が必要な事項

次の事項を変更する場合は、変更許可を受けなければなりません。

- 1 工事区域の位置、区域及び規模
- 2 盛土等に関する工事、土石の堆積に関する工事の概要

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書（国様式第7又は第8）とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類（当初許可申請の内容と変更許可申請の内容を比較できる書類）を添付して、提出してください。

5-17-2 変更届出が必要な軽微な変更事項

省令で定める軽微な変更をしたときは、許可ではなく、届出が必要になります。次の事項を変更する場合は、遅滞なく変更届を知事に提出しなければなりません。

- 1 工事主、設計者又は工事施行者（一般承継の場合）
- 2 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日

工事の計画を変更する場合には、軽微な変更の届出書（県細則第9号様式）とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

5-17-3 許可に基づく地位の承継

1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぐことができます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに知事に届け出てください。

一般承継人に工事を相続する意思がなく、工事を廃止するときは、工事中止（再開・廃止）届出書（県細則第5号様式）を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、工事の許可を受けなければなりません。

5-17-4 変更許可申請に係る手数料の設定

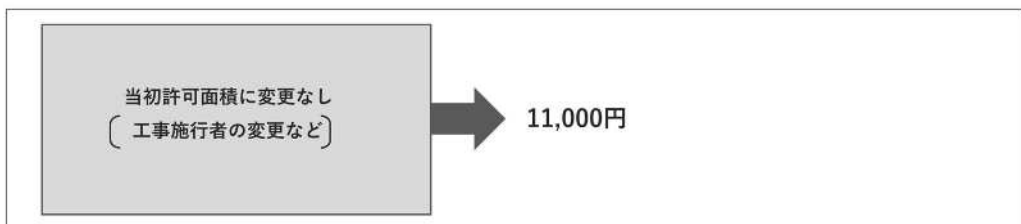
① 当初申請区域内での変更



② 当初申請区域へ新たに区域を編入する変更



③ その他の変更



5-18 検査等

中間検査、完了検査及び定期報告については、次のとおりとなります。

5-18-1 中間検査（法第18条第1項、法第37条第1項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事（(1)に該当する規模のものに限る。）が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内（閉庁日を除く）に、知事の検査を申請しなければなりません。

工事主は、当該工事の中間検査を申請しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書（国様式第13）」に、下記に掲げる図面等を添付し、知事に提出しなければなりません。

【添付する図面等】

- 1 土地の平面図（縮尺 500 分の 1 以上のもの）
- 2 工事の施行状況を確認することができる写真
- 3 その他知事が必要と認める図面等

また、特定工程ごとに当該特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、着手することができません。

※土石の堆積に関する工事は対象外です。

(1) 中間検査対象規模

規模	① 盛土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 5m 超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 5m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④ 盛土で高さが 5m 超となるもの（①、③を除く）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡ 超となるもの（①～④を除く）
イメージ					

- ① 盛土で当該盛土をした土地の部分に高さが 2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土で当該切土をした土地の部分に高さが 5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（②に該当する盛土又は切土を除く。）
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが 5メートルを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土を

する土地の面積が 3,000 平方メートルを超えるもの

(2) 特定工程

盛土する前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

(3) 特定工程後の工程

排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事

■ 中間検査申請に係る手数料

中間検査申請に必要な手数料は下表のとおりです。

工事面積区分	中間検査手数料
500 m ² 以内	10,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	11,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	12,000 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	13,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	15,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	16,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	17,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	23,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	37,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	53,000 円
100,000 m ² を超え	72,000 円

※ 中間検査が 2 回以上必要な場合は、初回のみ手数料が必要が必要です。

5-18-2 完了検査等（法第17条第1項、法第36条第1項）

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、工事主は、工事が完了したときは、工事が完了した4日以内（閉庁日を除く）に、その工事が法第13条第1項又は法第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、知事の検査を申請しなければなりません。

工事主は、当該工事の完了検査を申請しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（国様式第9）」に、下記に掲げる図面等を添付し、知事に提出しなければなりません。

【添付する図面等】

- (1) 土地の平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (2) 工事の施行状況を確認することができる写真
- (3) その他知事が必要と認める図面等

2 土石の堆積に関する工事完了の確認

土石の堆積に関する工事について、工事主は、工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）が完了したときは、工事が完了した4日以内（閉庁日を除く）に、その工事が堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、知事の確認を申請しなければなりません。

工事主は、当該工事の確認を申請しようとするときは、「土石の堆積に関する工事の確認申請書（国様式第11）」に、下記に掲げる図面等を添付し、知事に提出しなければなりません。

【添付する図面等】

- (1) 土地の平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (2) 工事の施行状況を確認することができる写真
- (3) その他知事が必要と認める図面等

※ 届出工事に関する完了確認

法第27条第1項の規定に基づく工事の届出についても、工事主は、工事が完了したときは、「届出工事に関する完了届出書（県細則第18号様式）」に下記図書を添付して、知事に提出する必要があります。

【添付する図面等】

- (1) 工事の施行状況を確認することができる写真
- (2) その他知事が必要と認める図面等

5-18-3 工事の一部完了検査の申請

知事は、許可工事の一部が完了した場合において、当該土地が独立して使用に供しうるものであり、かつ、土地の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、工事主の申請により、当該工事について一部完了の検査を行うことができます。

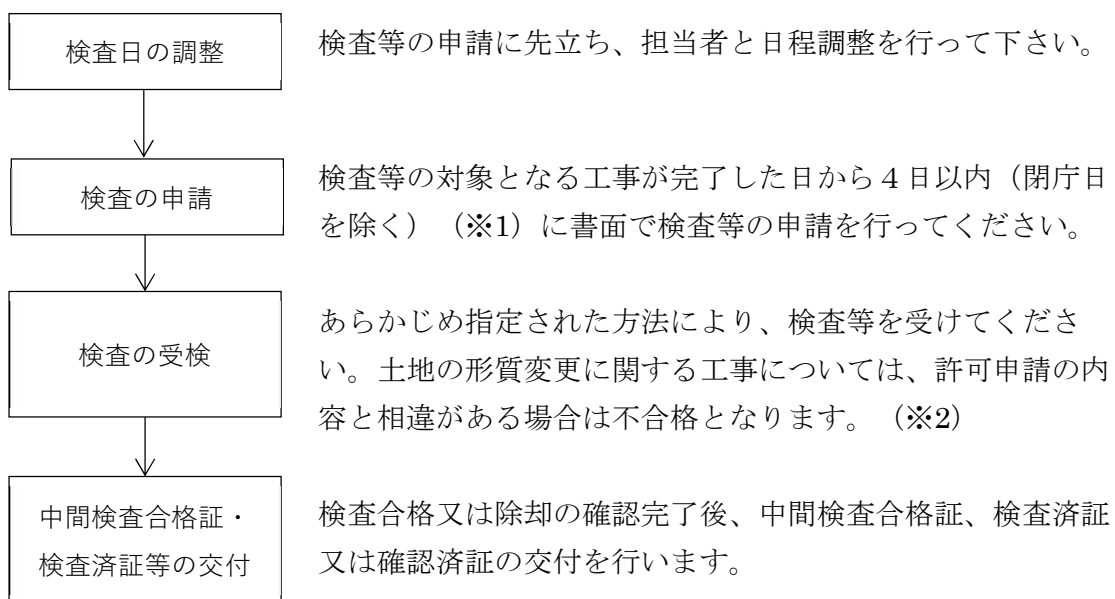
工事主は、一部完了の検査を申請しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書（県細則第12号様式）」に、下記に掲げる完了部分を明示した図面等を添付し、知事に提出しなければなりません。

【添付する図面等】

- 1 土地の平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- 2 工事の施行状況を確認することができる写真
- 3 その他知事が必要と認める図面等

5-18-4 検査等受検の流れ

検査又は除却の確認（以下、「検査等」という。）受検の流れは以下のとおりです。



※1（補足：工事が完了した当日を除いた4日目（当日を含むと5日間）が申請の期限となります。期限となる日が休日の場合には、その翌日を期限とみなします。（地方自治法第4条の2第2項））

※2（補足：工事の計画を変更する場合には、あらかじめ変更許可を受けてください。）

5-18-5 検査項目

中間検査及び完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。検査項目は下記に示すとおりです。

1 中間検査項目

(1) 盛土工事における排水施設

盛土工事における排水施設の検査は、暗渠排水管を対象としており、着眼点として次の事項が挙げられる。

- ① 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか。
- ② 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか。
- ③ 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か。
- ④ 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか。
- ⑤ 溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか。

(2) 切土工事における排水施設

切土工事における排水施設の検査は、暗渠配水管を対象としており、着眼点として次の事項が挙げられる。

- ① 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか。
- ② 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか。
- ③ 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か。
- ④ 湧水は適切に処理されているか。
- ⑤ 溝掘りは適切に施工されているか。

2 完了検査の主な項目

- ① 雨水等の排水処理施設が、適切な配置、構造で適切に施工されていること。
- ② 盛土又は切土法面の安定が図られていること。
- ③ 盛土地盤が緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の対策が講じられていること。
- ④ 崖面は、擁壁又は崖面崩壊防止施設若しくは保護工により崩壊又は土砂が流出しないよう対策が講じられていること。
- ⑤ 擁壁又は崖面崩壊防止施設が適切に施工されていること。
- ⑥ 軟弱地盤等地盤条件が悪い場合は、地盤改良工事等の対策が講じられていること。
- ⑦ 工事区域の周辺へ溢水等の被害が及ばないよう対策が講じられていること。
- ⑧ 他法令により、災害防止のための規制が行われている土地における工事の場合は、それぞれの法令に対応する対策が講じられていること。
- ⑨ その他、工事の許可の内容に適合していること。

3 施行状況の写真について

工事の施行状況を確認することができる写真について、下表を参考にしてください。

【参考：土地の形質の変更】

分類	検査項目	検査密度	確認方法	確認時期	提出する記録写真			
					撮影種別	撮影内容	撮影時期	撮影頻度
【地盤】 締固め	①巻出し厚が概ね30cm以下となっていること ②締固めが行われていること	・施行状況は施工箇所ごとに1箇所 ・出来形は200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所	①スタッフ等により巻出し厚を確認 ②締固めの施工状況を確認	完了検査	施工状況	・巻出しの状況 ・締固め状況	・施工中	・施工箇所ごとに1箇所
					出来形	・巻出し厚（各層の厚さ）	・施工後	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
【地盤】 段切り	①高さ ②幅 ③排水勾配	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所	①②スタッフ等により幅・高さを確認 ③水系、スタッフ等により勾配を確認	完了検査	出来形	・高さ ・幅 ・排水勾配	・施工後	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
【地盤】 土の置換等	①置換材料 ②締固めの状況	・施工箇所ごとに1箇所	①置換材料を品質管理資料で確認 ②締固め施工状況を確認	完了検査	施工状況	・締固めの状況	・施工前・中	・施工箇所ごとに1箇所
					出来形	・置換後の締固めの状況	・施工後	・施工箇所ごとに1箇所
【地盤】 地滑り抑止くい等	①基準高 ②杭長 ③根入れ長 ④位置 ⑤数量 ⑥継杭状況 ⑦施工状況	・④⑤の位置・数量は全数 ・⑥⑦の継杭状況・施工状況は打継がある場合は全数、ない箇所は施工箇所ごとに1箇所 ・その他の検査項目は施工箇所ごとに1箇所	①③スタッフ等により基準高、根入れ長を確認 ②リボンロッド等により杭長を確認 ④⑤位置、数量を土地の平面図と照合 ⑥継杭状況を写真で確認 ⑦施工状況を写真で確認	完了検査	施工状況	・施工状況	・施工中	・施工箇所ごとに1箇所
					出来形	・基準高 ・杭長 ・根入れ長 ・位置 ・数量 ・継杭状況	・基準高、杭長及び根入れ長は打込前後 ・位置は打込後 ・数量は施工後 ・継杭状況は完了後	・数量は全数 ・継杭状況は全数（1本につき2方向） ・その他は施工箇所ごとに1箇所
【地盤】 基礎地盤改良	①改良体の本数 ②改良体の形状 ③位置 ④改良体強度	・本数は全数 ・形状、位置、改良体強度は施工箇所ごとに1箇所	①②③改良体の位置、本数及び形状を確認 ④チェックボーリングによる改良体強度の試験結果を確認	中間検査	出来形	・施工箇所全景 ・改良体の形状 ・改良体の本数 ・改良体の位置 ・改良体強度の試験結果	・施工後	・本数は全数 ・形状、位置、改良体強度は施工箇所ごとに1箇所
【法面】 法面保護（浸食防止措置）	①位置、種類 ②延長、厚さ、土羽土の厚さ ③地表面については保護工の施工状況	施行状況は措置の種類、施工箇所ごとに1箇所 ・出来形は200mに1箇所 ・断面が変化する場合は変化点ごとに1箇所	①位置、種類を土地の平面図と照合、全景写真で確認 ②リボンロッド等により延長及び高さを確認、スタッフ等により土羽土の厚さを確認 ③地表面の保護工の施工状況を確認	完了検査	施工状況	・施工状況	・施工中	・措置の種類、施工箇所ごとに1箇所
					出来形	・全景（位置・種類） ・延長 ・厚さ ・土羽土の厚さ	・施工後	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
【法面】	崖面天端の土地の勾配	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所	・水系、スタッフ等により地盤面の勾配を確認	完了検査	出来形	・勾配	・施工後	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
【法面】 小段の設置	①小段の高さ ②小段の幅	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所	①②スタッフ等により小段の幅・高さを確認	完了検査	出来形	・高さ ・幅	・施工後	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
【基礎】	①基準高 ②杭長 ③根入れ長	・⑤⑦の位置・数量は全数	①③スタッフ等により基準高、根入れ長を確認	完了検査	施工状況	・施工状況	・施工中	・施工箇所ごとに1箇所

分類	検査項目	検査密度	確認方法	確認時期	提出する記録写真			
					撮影種別	撮影内容	撮影時期	撮影頻度
基礎杭の施工状況	④偏心量、傾斜 ⑤位置 ⑥数量 ⑦継杭状況 ⑧施工状況	・⑦⑧の継杭状況・施工状況は打継がある箇所は全数、ない箇所は施工箇所ごとに1箇所 ・その他の検査項目は施工箇所ごとに1箇所	②リボンロッド等により杭長を確認 ④杭の偏心量及び傾斜を写真で確認 ⑤⑥位置・数量を土地の平面図と照合 ⑦継杭状況を写真で確認 ⑧施工状況を写真で確認		出来形	・基準高 ・杭長 ・根入れ長 ・偏心量、傾斜 ・位置 ・数量 ・継杭状況	・基準高、杭長及び根入れ長は打込前後 ・偏心量、傾斜は打込後 ・位置は打込後 ・数量は施工後 ・継杭状況は完了後	・数量は全数 ・継杭状況は全数(1本につき2方向) ・その他は施工箇所ごとに1箇所
【基礎】 床付け面	①掘削の深さ、大きさ ②掘削の状況	・80mに1箇所 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所	①リボンロッド等により掘削の深さ・大きさを確認 ②掘削の状況を確認	完了検査	出来形	・掘削の深さ ・掘削の大きさ ・掘削の状況	・施工後(埋戻し前)	・80mに1箇所 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所
【基礎】 練積擁壁の基礎形状	①深さ ②形状	・80mに1箇所 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所	①②リボンロッド等により根入れ部分の深さ・形状を確認	完了検査	出来形	・根入れ部分の深さ ・基礎の形状	・施工後(埋戻し前)	・80mに1箇所 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所
【基礎】 地耐力	①地盤の許容応力 ②基礎ぐいの許容支持力	・予め許可権者と協議した箇所	・擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確認	完了検査 (許可申請時に地耐力試験を実施していない場合)				
【擁壁等】 義務設置擁壁の設置	①位置、擁壁の種類 ②延長 ③躯体幅 ④高さ ⑤部材の厚さ 大臣認定擁壁については①～⑤に加え、 ⑥認定条件の適合	・位置、種類は全数 ・その他は200mに1箇所 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所	①位置、種類を土地の平面図と照合、全景写真で確認 ②④リボンロッド等により延長及び高さを確認 ③スタッフ等により躯体幅を確認 ⑤メーカー等による検査済証や認定擁壁である旨の銘板等表示の写真を確認	完了検査	出来形	・全景 ・位置 ・種類 ・延長 ・躯体幅 ・高さ ・銘板等の表示(大臣認定擁壁の場合)	・施工後	・位置、種類は全数 ・その他は200mに1箇所 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所
【擁壁等】 任意設置擁壁の設置	①位置、擁壁の種類 ②延長 ③躯体幅 ④高さ ⑤部材の厚さ	・位置、種類は全数 ・その他は200mに1箇所 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所	①位置、種類を土地の平面図と照合、全景写真で確認 ②④リボンロッド等により延長及び高さを確認 ③スタッフ等により躯体幅を確認	完了検査	出来形	・全景 ・位置 ・種類 ・延長 ・躯体幅 ・高さ	・施工後	・位置、種類は全数 ・その他は200mに1箇所 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所
【擁壁等】 義務設置擁壁の水抜穴	①水抜穴の位置(配置のピッチ) ②水抜穴の寸法 ③透水層の設置状況 ④裏込めの状況	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所	①②コンベックス等により水抜穴のピッチ、内径を写真等で確認 ③透水層の材料を確認 ④裏込めの状況確認	完了検査	出来形	・水抜穴の位置(水抜穴配置のピッチ) ・管の位置(管の本数) ・穴の寸法 ・透水層の設置状況 ・裏込めの状況	・施工後(埋戻し前)	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合、変化点ごとに1箇所
【排水工】 義務設置擁壁の透水層	①厚さ ②配置の間隔 ③延長 ④排水勾配 ⑤材料	・120mに1箇所	①③リボンロッド等により厚さ・延長を確認 ②小段ごとに設置されているか確認 ④水系、リボンロッド等により勾配を確認 ⑤透水層の材料を確認	中間検査	施工状況 出来形	・透水層敷設状況 ・透水層の厚さ ・浸透層の延長 ・排水勾配 ・材料 ・配置の間隔(小段との位置関係)	・施工中 ・敷設後	・施工箇所ごとに1箇所 ・120mに1箇所
【擁壁等】 RC造擁壁等の配筋	①鉄筋の径 ②鉄筋の本数 ③鉄筋の位置 ④配筋・鉄筋の間隔 ⑤継手の位置、重ね長さ	・鉄筋の種類ごとに施工箇所代表1箇所 ・本数は施工箇所代表1箇所	①②③鉄筋の径、本数、位置を確認 ④⑤鉄筋の網目の間隔、継手の処理や重ね長さを	工程確認	出来形	・鉄筋の径 ・鉄筋の本数 ・鉄筋の位置 ・配筋・鉄筋の間隔 ・継手の位置 ・継手の重ね長さ	・施工後(組み立て完了後)	・鉄筋の種類ごとに施工箇所代表1箇所 ・本数は施工箇所代表1箇所

分類	検査項目	検査密度	確認方法	確認時期	提出する記録写真			
					撮影種別	撮影内容	撮影時期	撮影頻度
	⑥結束 ⑦被り厚さ ⑧スペーサーの配置 ⑨鉄筋の末端処理 ⑩定着長		コンボックス等により確認 ⑥⑧結束の処理やスペーサーの位置を確認 ⑦被り厚さをコンボックス等により確認 ⑨鉄筋の末端処理の状況を確認 ⑩コンボックス等により定着長を確認			・鉄筋の被り厚さ ・スペーサーの配置 ・鉄筋の末端処理		
【擁壁等】	・RC造擁壁等の4週圧縮強度	・コンクリート種類ごとに1回	・コンクリートの圧縮強度試験結果が規定の数値以上であることを品質管理資料等で確認	完了検査				
【擁壁等】	練積擁壁の形状等 ①擁壁の勾配、高さ ②擁壁の上端の厚さ	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所	①水系、リボンロッド等により勾配、高さを確認 ②コンボックス等により上端部の厚さを確認	完了検査	出来形	・擁壁の勾配 ・高さ ・上端の厚さ	・施工後	・位置、種類は全数 ・延長、高さは200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
【擁壁等】	練積擁壁の形状等 ①下端部の厚さ ②組積材の控え長さ ③裏込め ④控え壁の形状 ⑤控え壁の感覚	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所	①②コンボックス等により下端部分の厚さ、組積材の控え長さ、控え壁の間隔を確認 ③④裏込め材の材料、裏込めの状況及び控え壁の形状を確認	中間検査	出来形	・下端部分の厚さ ・組積材の控え長さ ・裏込め材料 ・控え壁の形状 ・控え壁の間隔	・施工後(埋戻し前)	・位置、種類は全数 ・延長、高さは200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
【擁壁等】	崖面崩落防止施設の設置 ①位置、崖面崩落防止施設の種類 ②延長 ③高さ ④着さ	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所	①位置、種類を土地の平面図と照合、全景写真で確認 ②③リボンロッド等により延長及び高さを確認 ④スタッフ等により擁壁の厚さを確認	完了検査	出来形	・位置 ・種類 ・延長 ・高さ	・施工後	・200mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
【排水工】	表面排水施設 ①排水工の位置、種類 ②材料 ③流路洗堀等への配慮 ④排水工の断面積 ⑤勾配	・延長120mに1箇所	①位置を排水施設の平面図と照合、排水溝の種類を写真等で確認 ②排水工の材料を確認 ③流路洗堀等への対応状況を確認 ④コンボックス等により排水工の深さ、幅を確認 ⑤水系、スタッフ等により排水工の勾配、管渠の勾配を確認	完了検査	出来形	・排水工の種類 ・流路洗堀等への配慮 ・排水工の断面積 ・排水工の勾配	・施工後	・延長120mに1箇所
【排水工】	地下水排水施設 ①排水管の位置、種類 ②材料 ③排水管の接合部 ④管径 ⑤管渠の勾配	・延長120mに1箇所	①位置を排水施設の平面図と照合、排水管の種類を写真等で確認 ②排水管の材料を確認 ③排水管の接合部の処理状況を確認 ④スケール等により管渠の管径を確認 ⑤水系、スタッフ等により管渠の勾配を確認	中間検査	出来形	・排水管の種類 ・排水管の位置 ・排水管の接合部の処理状況 ・排水管の管径 ・排水管の勾配	・施工後(埋戻し前)	・延長120mに1箇所
【排水工】	盛土内排水層・基盤排水層 ①排水層の位置 ②排水層の材料 ③排水層の厚さ	・全数	①排水層の位置を排水施設の平面図や造成断面図と照合 ②排水層の材料を確認	中間検査	出来形	・層の位置 ・層の厚さ	・施工後	・全数

分類	検査項目	検査密度	確認方法	確認時期	提出する記録写真			
					撮影種別	撮影内容	撮影時期	撮影頻度
			③スケール等により排水層厚を確認					
【排水工】 その他の排水施設	①ます又はマンホールの設置 ②ます又はマンホールの蓋の有無 ③ますの泥溜めの深さ	・人孔については、全数 ・ますについては2箇所に1箇所の割合	①②ます又はマンホールの内径、位置、蓋の設置状況を写真等で確認 ③コンベックス等により泥溜めの深さを確認	完了検査	出来形	・ます又はマンホールの内径 ・ます又はマンホールの位置 ・ます又はマンホールの蓋の設置状況 ・泥溜めの深さ	・施工後	・人孔については、全数 ・ますについては2箇所に1箇所の割合

【参考：堆積前の確認項目】

分類	検査項目	検査密度	確認方法	撮影時期	提出する記録写真			
					撮影種別	撮影内容	撮影時期	撮影頻度
【土石の堆積】 側溝	①側溝の種類・構造 ②側溝の位置	・120mに1箇所	①②側溝の種類・構造、設置状況を写真等で確認	措置完了後	出来形	・側溝の種類 ・側溝の構造 ・側溝の設置状況	・施工後	・120mに1箇所
【土石の堆積】 構台	①位置、周辺長 ②高さ、規格	・全数	①位置及びリボンロッド等により周辺長を確認 ②措置の高さをリボンロッド等により確認 ③鋼矢板等の措置の規格を確認	措置完了後	出来形	・全景 ・位置 ・周辺長 ・高さ ・措置の規格	・施工後	・全数
【土石の堆積】 地盤改良の状況	①伐開除根・除草の状況 ②地盤改良の状況	・1,000㎡に1箇所程度	①伐開除根・除草の状況を写真等で確認 ②地盤改良の状況を写真等で確認	措置完了後	出来形	・全景 ・伐開除根、除草の状況 ・地盤改良の状況	・施工後	・1,000㎡に1箇所程度
【土石の堆積】 空地の幅	空地の幅	・東西南北方向の各面（鋼版等を使用した面を除く）	・リボンロッド等で空地の幅を確認	措置完了後	出来形	・全景 ・土石の高さ ・空地の幅	施工後	・東西南北方向の各面（鋼版等を使用した面を除く）
【土石の堆積】 山留工	①鋼矢板等の種類 ②鋼矢板等の高さ ③周辺長	①②施行延長40mにつき1箇所、40m以下のは1施工箇所につき2箇所測定 ・断面の変化点はすべて測定 ・延長は1施工箇所ごとに測定	①鋼矢板等の種類・規格を確認 ②③鋼矢板の高さ、周辺長をリボンロッド等により確認	措置完了後	出来形	・鋼矢板等の種類 ・鋼矢板等の高さ ・周辺長	・施工後	・40mに1箇所 ・断面が変化する場合は、変化点ごとに1箇所
【土石の堆積】 境界柵工等	①柵等の種類・構造 ②位置 ③周辺長 ④立ち入りを禁止する旨の表示の状況		①②柵等の種類・構造、設置状況を写真等で確認 ③柵等の周辺長をリボンロッド等により確認 ④立ち入りを禁止する旨の表示の設置状況を写真等で確認	措置完了後	出来形	・柵等の位置 ・柵等の周辺長 ・立ち入りを禁止する旨の表示の設置状況	・施工後	

5-18-6 定期報告（法第19条、第38条）

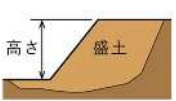
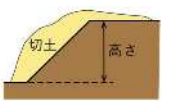
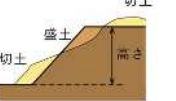
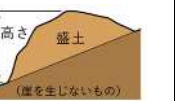
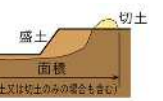
工事の規模が下表に該当する場合、工事の実施の状況やその他省令で定める事項について、3ヶ月ごとに報告が必要となります。

工事主は、定期報告を行うときには、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（県細則第14様式）」又は「土石の堆積に関する工事の定期報告書（県細則第15号様式）」を、知事に提出しなければなりません。

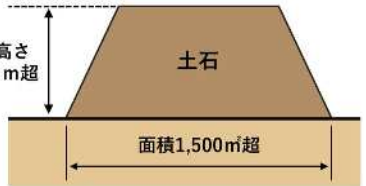

なお、報告の時点における工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

■ 定期報告を要する規模

1 土地の形質の変更

規模	① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④ 盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く)
イメージ					

2 土石の堆積

規模	① 高さが5mを超える土石の堆積で、土地の面積が1,500㎡を超えるもの	② ①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの
イメージ		

■ 報告事項

【土地の形質変更の場合の定期報告書様式】

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（県細則第14様式）」

【土石の堆積の場合の定期報告書様式】

「土石の堆積に関する工事の定期報告書（県細則第15号様式）」

1 共通項目

- ・ 工事が施行される土地の所在地及び地番
- ・ 工事施行者住所氏名

- ・許可年月日
- ・許可番号
- ・前回の報告年月日（2回目以降）

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

- ・報告の時点における盛土又は切土の高さ
- ・報告の時点における盛土又は切土の面積
- ・報告の時点における盛土又は切土の土量
- ・報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事

- ・報告の時点における土石の堆積の高さ
- ・報告の時点における土石の堆積の面積
- ・報告の時点における堆積されている土石の土量
- ・前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

定期報告項目		報告対象	着眼点
省令で規定する項目	盛土工事 切土工事	盛土又は切土の高さ	盛土又は切土の高さは、計画内容に応じ適切に施工されているか
		盛土又は切土の面積	盛土又は切土の面積は、計画内容に応じ適切に施工されているか
		盛土又は切土の土量	盛土又は切土の土量は、計画内容に応じ適切に施工されているか
	擁壁 排水施設 その他の施設	工事の施行状況	擁壁、排水施設、その他の施設は、計画内容に応じ適切に施工されているか

5-18-7 検査・定期報告に当たっての留意事項

検査・定期報告は、工事の施行全般に対して、効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意することが大切です。

- 1 工事主は、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- 2 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者が立会を行うこと。
- 3 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- 4 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

検査における主要な項目、判断基準、確認方法等について、下表に示す。

工種	項目	判断基準	検査方法	
			確認方法（例）	関連書類（例）
盛土	高さ	計画高さ（申請書類）	計測確認（高さ）	平面図・断面図（完成形）
	勾配	計画勾配（原則30度以下）	計測確認（勾配）	
	盛土材料	計画材料	目視確認（材料）	受入管理書類
	盛土施工	計画締固め度（90%以上を標準）	目視確認（試験材）	試験結果（締固め度）
		まき出し厚さ（概ね0.30メートル）	計測確認（厚さ）	締固め状況書類（写真等）

		転圧回数（試験施工による）	目視確認（転圧状況）	（まき出し厚さ・転圧回数）
	原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	目視確認（基盤状況）	基盤状況書類（写真等）
切土	高さ	計画高さ（申請書類）	計測確認（高さ）	平面図・断面図（完成形）
	勾配	計画勾配	計測確認（勾配）	
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認（地盤状況）	切土状況書類（写真等）
	切土面	法面の安定に影響を及ぼす要因はないか	目視確認（法面状況）	
擁壁	擁壁形式	計画形式（申請書類）	目視確認（擁壁形式）	擁壁状況書類（図面・写真・納品書等）
	擁壁形状	計画形状（材料、寸法等）（申請書類）	計測確認（擁壁形状）	擁壁状況書類（図面・写真等）
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認（基盤状況）	基盤状況書類（写真等）
	配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等（申請書類）	目視確認（配筋状況）	擁壁状況書類（図面・写真・納品書等）
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等（申請書類）	目視確認（水抜き穴）	水抜き穴状況書類（写真等）
崖面崩壊防止施設	施設形式	計画形式（申請書類）	目視確認（施設形式）	施設状況書類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状（申請書類）	計測確認（施設形状）	
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか	目視確認（基盤状況）	基盤状況書類（写真等）
	施設構造	計画構造（材料、寸法等）（申請書類）	計測確認（施設構造）	施設状況書類（写真等）
排水施設	施設配置	計画配置（位置、延長、間隔、勾配等）（申請書類）	目視確認（施設配置）	施設状況書類（図面、写真等）
	施設構造	計画構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等）（申請書類）	計測確認（施設構造）	施設状況書類（写真等）
崖面の保護	保護工種別	計画種別（申請書類）	目視確認（保護工種別）	保護工状況書類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状	計測確認（施設形状）	
崖面以外の地表面の保護	保護工種別	計画種別（申請書類）	目視確認（保護工種別）	保護工状況種類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状	計測確認（施設形状）	
防災措置	防災措置の種別	計画種別（申請書類）	目視確認 （防災措置の種別）	防災措置状況書類（図面・写真等）
	施設形状	計画形状	計測確認（施設形状）	

5-19 その他の届出

5-19-1 擁壁等を除却する工事の届出（法第21条第3項、第40条第3項）

規制区域内の土地において次の工事を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに擁壁等に関する工事の届出書（様式第17）を知事に提出してください。

工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

[届出が必要な工事（次の全部又は一部の除却工事）]

- 1 高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- 2 地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- 3 地滑り抑止ぐい等の除却工事

[添付書類] 位置図、平面図、断面図

なお、届出の内容に変更がある場合は、擁壁等に関する工事の変更届出書を知事に提出する必要があります。

[添付書類] 擁壁等に関する工事の届出書に準ずる（変更に係る図書のみ）
変更対照図

5-19-2 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出（法第21条第4項、第40条第4項）

規制区域内の土地において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、知事に公共施設用地の転用の届出書（様式第18）を提出してください。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

[添付書類] 位置図、平面図

第6章 区域指定時着手済工事の届出

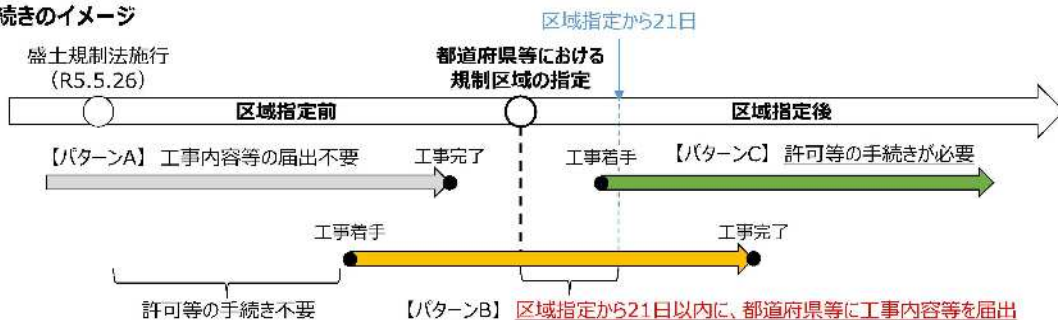
規制区域指定の際に既に行われている盛土等に関する許可・届出対象となる工事は、法第21条第1項又は第40条第1項に基づき、その指定があった日から21日以内（区域指定日が令和7年5月1日（木）の場合、令和7年5月22日（木）まで）に、知事に届出書を提出してください。

提出先や提出部数は「8-2 提出先・提出部数一覧」を参照ください。

届出書の様式は「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（国様式第15）」又は「土石の堆積に関する工事の届出書（国様式第16）」のとおりです。

届出書の作成に当たっては、鹿児島県ホームページに掲載している記載例を参照ください。

■手続きのイメージ



届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係市町村長に通知されます。

なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

6-1 土地の形質変更の場合

様式第15「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」に下表に示す図面を添付して提出してください。

【提出図書】

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/10,000以上	
地形図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 盛土又は切土をする土地の部分 崖 擁壁 崖面崩壊防止施設 	1/500以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 「6-3 計画範囲」

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設 ・地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 		を表示すること

上表の図面の他、「6-3 計画範囲」に関する根拠資料（他法令の許可証等）及び工事内容の確認に必要な書類・図面を合わせて添付してください。

また、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

なお、次の1から5に該当する規模の工事である場合は、盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。

- 1 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- 2 当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- 3 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- 4 1又は3に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
- 5 1～4のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの

6-2 土石の堆積の場合

様式第16「土石の堆積に関する工事の届出書」に下表に示す図面を添付して提出してください。

【提出図書】

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・道路及び目標となる地物 	1/10,000以上	
地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設 ・土砂の流出防止措置 	1/500以上	「6-3 計画範囲」を表示すること

上表の図面の他、工事内容の確認に必要な書類・図面を合わせて添付してください。

また、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

なお、次の1又は2に該当する規模の工事である場合は、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真等も添付してください。

- 1 高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500㎡を超えるもの
- 2 1に該当しない土石の堆積で、その面積が3,000㎡を超えるもの

6-3 計画範囲

「土地の平面図」には、着手工事の計画範囲を明記してください。

また、届出書の「3 工事を行っている土地の面積」欄は、当該計画範囲の面積を記入してください。

なお、土地の形質変更の場合、計画範囲は、原則として次のいずれかの範囲内とします。

- 1 他法令で許認可又は届出された計画区域
- 2 環境影響評価書に示された対象事業実施区域
- 3 公共事業設計単価表に掲載されている残土処分場（受入可能量の範囲）
- 4 工事請負契約締結済みの工事における工事計画区域
- 5 地元説明等で既に周辺住民へ周知済みの計画区域
- 6 区域指定後5年以内に工事完了予定の計画区域

※ 届出に当たっては、上記範囲に関する根拠資料を添付してください。

6-4 区域指定時着手済工事に関する情報の公表

地域の住民や関係市町村長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、区域指定時着手済工事に関する情報を鹿児島県ホームページで公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。

【公表事項】

- 1 工事主の氏名又は名称
- 2 工事が施行される土地の所在地
- 3 工事が施行される土地の位置図
- 4 工事の届出年月日
- 5 工事施行者の氏名又は名称
- 6 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 7 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 8 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 9 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

6-5 変更届出書についての留意点

届出書に係る事項を変更しようとする場合は、第 16 号様式「宅地造成等に関する届出工事の変更届出書」に、下表の区分に応じた図書を添付して知事に提出しなければなりません。

届出の範囲を超えて行われた盛土等については、規制区域指定後の盛土等として判断します。

当初届出区分	添付図書
宅地造成又は特定盛土等に関する届出工事の場合	・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書に準ずる（変更に係る図書のみ） ・変更対照図
土石の堆積に関する届出工事の場合	・土石の堆積に関する工事の届出書に準ずる（変更に係る図書のみ） ・変更対照図

6-6 届出工事に関する完了確認

工事が完了したときは、「届出工事に関する完了届出書(県細則第 18 号様式)」に下記図書を添付して、知事に提出する必要があります。

【添付する図面等】

- (1) 工事の施行状況を確認することができる写真
- (2) その他知事が必要と認める図面等